

## 昭和五十年労働省令第二十号

### 作業環境測定法施行規則

作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)及び作業環境測定法施行令(昭和五十年政令第二百四十四号)の規定に基づき、作業環境測定法施行規則を次のように定める。

#### 目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 作業環境測定士等
第一節 作業環境測定士
第二款 作業環境測定士試験(第五十四条—第五十六条)
第三款 作業環境測定士の資格等(第五十七条—第五十九条)
第二節 指定試験機関(第五十一条—第五十四条)
第三款 講習(第二十三条—第三十条)
第四節 登録講習機関(第四十四条—第五十条)
第五節 指定登録機関(第五十五条)
附則(第五十一条の九)
第三章 作業環境測定機関(第五十二条—第六十五条)
第四章 雜則(第六十六条—第七十五条)
附則
第一章 総則(第一条—第四条)
(令第一條第二号の厚生労働省令で定める作業場)
第一條 作業環境測定法施行令(以下「令」という)。第一条第二号の厚生労働省令で定める作業場は、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第五十三条第二号又は第二号の二に掲げる作業場とする。
第二條 作業環境測定法(以下「法」という)。第二条第六号の厚生労働省令で定める機器は、次に掲げる機器(以下「簡易測定機器」という)。以外の機器とする。
第二条第六号の厚生労働省令で定める機器は、一検知管方式によりガス若しくは蒸気の濃度を測定する機器又はこれと同等以上の性能を有する機器、二グラスファイバー紙(〇・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね一〇マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器を標準として較正された浮遊粉じんの重量を測定する機器

三 その他厚生労働大臣が定める機器  
(作業環境測定の実施)

第三条 事業者は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場(以下「指定作業場」という)について同条第二号に規定する作業環境測定(以下「作業環境測定」という)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」といいう)。のうち、個人サンプリング法について登録を受けているもの個人サンプリング法以外のもの

イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」といいう)。法第二条第四号に規定する作業環境測定士(以下「作業環境測定士」という)。のうち、個人サンプリング法について登録を受けているもの個人サンプリング法以外のもの

イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」といいう)。法第二条第四号に規定する作業環境測定士(以下「作業環境測定士」という)。のうち、個人サンプリング法について登録を受けているもの個人サンプリング法以外のもの個人サンプリング法以外のもの

二 分析は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析(当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関

ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定機関又は指定測定機関

(法第三条第二項ただし書の規定による指定)

法第三条第二項ただし書の規定による指定

を授与された者(当該課程を修めた者に限る)。若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程(以下「専門職大学の前期課程」という)で、学校教育法による専門職大学又は高等専門学校において空気環境その他の環境の測定に関する科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつたもの

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他の都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定機関又は指定測定機関

(法第三条第二項ただし書の規定による指定)

法第三条第二項ただし書の規定による指定

四 作業環境について行うデザイン及びサンプル

五 作業環境の評価

六 作業環境について行う分析

(登録)

第五条の三 前条の登録（以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。）は、第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

2 登録の申請をしようとする大学等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 大学等の名称、所在地及び設立年月日

二 大学等の設置者の名称

三 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設する年月日

四 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目の名称、範囲、履修方法、時間及び試験方法並びに該当科目を有する学科又は訓練科の名称及び設置年月日

五 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を担当する大学等の教員又は職業訓練指導員（以下「教員等」という。）の氏名、略歴及び担当する該当科目並びに専任又は兼任の別

六 学生又は訓練生の定員（学科又は訓練科別）

七 教育上又は訓練上必要な機器、設備、標本及び図書の種類及び数

八 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 大学等の概要（設立の目的を含む。）を記載した書類

二 寄附行為又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書

三 維持経営の方法を記載した書類

四 大学等の入学資格又は入校資格を記載した書面

五 施設の面積を記載した書面、配置図及び平面図

第六条の四 第五条の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない大学等の設置者は、登録を受けることができない。

**(登録基準)**  
**第五条の五** 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件すべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならない。

サ ン プ リ ン の 知 識 経 験 を 有 す る 者	環 境 評 価	サ ン プ リ ン 及 び 環 境 業 務	行 い う 作 業 環 境 に つ れ て	分析
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者				
二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上化学分析の実務又は研究に従事した経験を有するもの	一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に從事した経験を有する者			
口 教員等のうち二人以上は専任であること。	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者			
ハ ロの専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行うことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。				
三 学生又は訓練生の数に応じ、次に掲げる機器及び設備その他教育上又は訓練上必要な機器、設備、標本及び図書を備えていること。				
イ 第二条各号に掲げる機器				
ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純水製造装置、化学実験台、ドライフトエンバー及び排気又は廃液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物を排出するおそれがあるとき限る。）				
ハ 試料採取機器				
一 登録は、登録大学等登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 登録年月日及び登録番号	二 大学等の名称及び所在地 大学等の設置者の名称 （登録の更新）			
二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。				
第五条の六 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。				

**第五条の七** 登録を受けた大学等（以下「登録大学等」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第五条の三第二項第三号から第七号までに掲げる事項に基づき、該当科目の実施に関する計画を作成し、これに従つて該当科目を開設しなければならない。

**二** 登録大学等は、毎事業年度開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**三** 登録大学等は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した該当科目の結果について、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 該当科目の名称、範囲、履修方法及び時間  
二 該当科目の試験問題  
三 該当科目の教員等の氏名  
四 該当科目別履修者数  
五 その他必要な事項

（変更の届出）

**第五条の八** 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするとときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（該当科目の休廃止）

**第五条の九** 登録大学等は、開設している該当科目を休止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（適合命令）

**第五条の十** 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録大学等に対し、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

**第五条の十一** 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の七第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録大学等に対し、該当科目を開設すべきこと又は該当科目の実施方法その他の業務の方針の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。



**(受験資格)**  
**第十五条** 法第十五条第三号の厚生労働省令で定

る者は、次とのおりとする。  
一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの  
一 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後五年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの  
二 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの  
二の二 職業能力開発促進法施行規則（昭和十四年労働省令第二十四号）第九条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第七に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの  
四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を以下「旧能開規則」という。）別表第三の二六号において「平成五年改正省令」という。による改正前の職業能力開発促進法施行規則改正する省令（平成五年労働省令第一号。第六号において「平成五年改正省令」という。）及び職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六年七月一日能開規則）

号において「昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則」という。別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法(以下「旧職業訓練法」という。)第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練課程を含む。)当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。)を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に從事した経験を有するもの

五 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの(旧能開規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の普通訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。)当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。)を修了した者で、その後三年以上労働衛生の実務に從事した経験を有するもの

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。第十七条第一号において「昭和五十三年改正省令」という。)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の専修訓練課程の養成訓練を含む。)当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。)を修了した者で、その後四年以上労働衛生の実務に從事した経験を有するもの

七 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定(当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。)に合格した者で、その後一年以上労働衛生の実務に從事した経験を有するもの

八 八年以上労働衛生の実務に從事した経験を有する者

九 第十七条各号に掲げる者

十 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣

規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）の登録を受

34

**第十六条** 第一種試験の科目は、第一号から第四号までに掲げる科目及び第五号から第九号までに掲げる科目（以下「分析の技術に関する科」といふ）

する講習を修了したもの。別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く全科目

目」と総称する。)

### 選択する科目とす

二 労働衛生関係法令

リノグ 三 作業環境について行うテサイン及びサンプル

#### 四 作業環境について行う分析に関する概論

## 五 別表第一号の作業場の作業環境について う分析の技術

## 六 別表第二号の作業場の作業環境について(行 う分野の技術)

## 七 別表第三号の作業場の作業環境について

## 八 う分析の技術 別表第四号の作業場の作業環境について

## う分析の技術

## 九 別表第五号の作業場の作業環境について う分析の技術

第一種試験の科目は、前項第一号から第四号までに掲げる科目とする。

(試験の免除) 第二回 云々 一回三回三回の事三回の事

**第十七条** 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者と

し、その者に對して、第一種試験及び第二種試験の科目のうち、それぞれ、當該各房に定めて

科目を免除する。

— 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）等  
二条又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二

百二号) 第二条の免許を受けた者 全科目  
二 学校教育法による大学若しくは高等専門学

一 生橋泰司海に。二 大学生に。三 高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与さ

れた者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を

修了した者である場合を含む。)、又は高等学  
校若しくは中等教育学校を卒業し(学校教育

校若しくは中等教育学校を除く(生徒教員法施行規則第百五十条に規定する者である場合)

合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、計量注

(平成四年法律第五十一号) 第百二十二条第一項の規定により斟量去施厅規則(平成五五

（通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に

に関する科目（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目

八 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十四条第一項の規定により選任されている同法第三十条第一項の第一種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの分析の技術に関する科目（別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目

九 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する臨床検査技師で、空気環境の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの又は学校教育法による大学において作業環境に関する授業科目、統計に関する授業科目及び労働衛生関係法令に関する授業科目を修めて卒業したもの（当該授業科目を修めたもの又は学校教育法を修了したものとしむ。）分析の技術に関する概論

十 臨床検査技師等に関する法律第二条に規定する臨床検査技師で、前号に掲げる者以外の労働衛生一般及び作業環境について行う分析に関する概論

十一 薬剤師法（昭和三十五年法律第八四六号）第二条の規定により免許を受けた者 全科目

十二 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第六の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第九条に定める専門課程、昭和六十一年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の専門訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第三の一、昭和六十一年改正前の職業訓練法施行規則別表第三の二及び昭和五十三年号）附則第二条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和五十年労働省令第十七号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科

の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第二十一条第一項（同法第二十六条の二において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法第十二条第一項に規定する技能照査を含む。）に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論及び分析の技術に関する科目（別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）

十二 職業能力開発促進法第二十八条第一項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第十一条の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者 労働衛生一般及び作業環境について行う分析に関する概論

十三 職業能力開発促進法第二十八条第一項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第十四条 職業能力開発促進法施行規則別表第十五条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号）第八条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものと除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論

十四 職業能力開発促進法施行規則別表第十六条の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論

十五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七百七号）第八条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものと除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者 作業環境について行う分析に関する概論

十六 労働安全衛生法第七十二条第一項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それ五年以上又は三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

十七 労働安全衛生法第八十一条第二項に規定する労働衛生コンサルタント 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

十八 労働安全衛生法第九十三条第一項の労働衛生専門官として三年以上その職務に従事した経験を有する者 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

十九 労働基準監督官として三年以上その職務に従事した経験を有する者 労働衛生一般及び労働衛生関係法令

の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第二十一条第一項（同法第二十六条の二において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法第十二条第一項に規定する技能照査を含む。）に合格した者 作業環境について行う分析の技術及び別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）

二十 試験に合格した者（第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）分析の技術に関する科目を除く全科目

二十一 前条第一号から第四号までに掲げる科目の試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験の実務に三年以上従事した経験を有するもの分析の技術に関する科目（別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目）

二十二 前条第一号から第四号までに掲げる科目の試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験の実務に三年以上従事した経験を有するもの分析の技術に関する科目（別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。）を除く全科目）

二十三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

二十四 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

第十七条の二 前条第二号の厚生労働大臣の登録及び同条第十六号の厚生労働大臣の登録（以下この条から第十七条の十六までにおいて単に「登録」という。）は、それぞれ第十七条第二号の講習及び同条第十六号の講習を行おうとする者の申請により行う。

二 登録の申請をしようとする者は、登録試験免除講習機関登録申請書（様式第四号）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は「登録」における登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 第十七条の四第一項各号の要件に適合していることを証するに足りる書面

五 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴

ロ 第十七条第二号の講習又は同条第十六号の講習（以下「試験免除講習」という。）の業務を管理する者の氏名及び略歴

ハ 試験免除講習の講師の氏名、略歴及び担当する試験免除講習の講師の氏名、略歴及び担

二 試験免除講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

（欠格条項）

第十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて登録は、登録試験免除講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

三 事務所の名称及び所在地

二一 第十七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二二 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

二三 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

二四 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

二五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

二六 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

二七 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

二八 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

二九 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

三〇 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

三一 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

三二 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

三三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

三四 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

三五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

三六 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

三七 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

三八 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

三九 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四〇 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

四一 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四二 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

四三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四四 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

四五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四六 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）

四七 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四八 厚生労働大臣は、第十七条の二の（登録基準）に規定する者を除く者を登録する月の翌月の初めから起算して二年内に実施される試験を受ける者に限る。）当該合格点を得た科目

（登録）



登録をしたとき。	一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人名又は名称、その代表者の氏名、試験免除講習の業務を行なう事務所の名称及び所在地、第十七条第二号の講習又は同条第十六号の講習の別、登録した年月日、その代表者の氏名、変更前及び変更後の登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、変更する年月日
第十七条の事項の変更による第十七条の届出があつたとき。	一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称、二 変更前及び変更後の試験免除講習の業務を行なう事務所の名称及び所在地、三 変更する年月日
第十七条の事項の変更による第十七条の届出があつたとき。	一 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、二 休止し、又は廃止する試験免除講習の業務の範囲、三 試験免除講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日
第十七条の規定により登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた試験免	一 登録試験免除講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その期間を登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日、二 登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、三 試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、その期間を登録を取り消し、又は試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた試験免

。命じたとき 除講習の業務の範囲及びその期間 (試験の日時等の公告)
第十八条 試験の日時、場所その他試験の実施に関する必要な事項は、あらかじめ、官報で公告する。(受験手続)
第十九条 試験を受けようとする者は、作業環境測定士試験申請書(様式第五号)に次に掲げる書面及び写真を添えて、法第二十条第一項に規定する試験事務(以下「試験事務」という。)を行う者に提出しなければならない。
一 法第十五条各号のいずれかに該当することを証する書面を証する書面
二 試験の一部の免除を受けようとする者については、第十七条各号のいずれかに該当することを証する書面を証する書面
三 試験の一部の免除を受けようとする者については、第十七条各号のいずれかに該当することを証する書面を証する書面
四 勞働大臣であるときは、試験を受けようとする者への住所を管轄する都道府県労働局長を経由して提出しなければならない。

第二十条 合格証は、様式第六号による。 (合格証の再交付)
第二十一条 試験に合格した者は、合格証を損傷し、又は滅失したときは、作業環境測定士試験合格証再交付申請書(様式第七号)に当該損傷した合格証(合格証を滅失したときは、その事實を記載した書面)を添えて、試験事務を行う者に提出し、その再交付を受けることができる。
第二十二条 第十九条第二項の規定は、前項の規定による提出について準用する。この場合において、同一条同項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項」と読み替えるものとする。(試験の細目)
第二十三条 削除 (受講資格) 第三款 講習
第二十四条 第一種試験に合格した者又は第一種試験について試験の全科目が免除された者は、第一種試験について試験の科目の範囲、試験の時間その他試験の実施について必要な細目は、厚生労働大臣が定める。

第二十五条 講習を修了した者(第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。)に対しても、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法に係るもの)を除く。)を免除する。(受講手続)
第二十六条 講習を受けようとする者は、作業環境測定士試験申請書(様式第八号)に次に掲げる書面を添えて、講習を行う法第三十二条第三項に規定する登録講習機関(以下「登録講習機関」という。)に提出しなければならない。
一 第二十四条に規定する受講資格を有することを証する書面とを証する書面
二 前項の場合において試験事務を行う者が厚生労働大臣であるときは、試験を受けようとする者への住所を管轄する都道府県労働局長を経由して提出しなければならない。
第三十七条 講習を受けようとする者は、作業環境測定士講習申込書(様式第九号)に次に掲げる書面を添えて、講習を行なう事務所の名称及び住所並びに法人の名称及び住所を記載した書面
一 定款及び登記事項証明書とを証する書面
二 申請日の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 役員の氏名及び略歴を記載した書面
第三十八条 法第二十二条第二項の規定による届出をしようとする法第二十条第二項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)は、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地
二 変更しようとする日
三 変更の理由
四 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする日
三 新設又は廃止の理由
四 指定試験機関は、試験事務を行う事務所の名称を変更したときは、速やかに、変更後の事務所の名称及び変更した日を、書面により、厚生労働大臣に届け出なければならない。
第五十条 この款に定めるもののほか、講習の科目の範囲、講習の時間その他講習の実施について必要な細目は、厚生労働大臣が定める。
第五十一条 指定試験機関は、法第二十三条第一項の認可を受けようとするときは、次の事項を(役員の選任及び解任の認可の申請)

記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴  
二 選任又は解任の理由  
(試験員の要件)

第三十四条 法第二十四条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法による大学において衛生学又は空気環境その他の環境の測定に関する科目を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国・地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他これらに準ずるもの的研究機関において空気環境その他の環境の測定に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 その他作業環境測定に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(試験員の選任又は解任の届出)

第三十五条 法第二十四条第三項前段の規定による届出をしようとする指定試験機関は、同条第一項の作業環境測定士試験員(以下「試験員」という。)の氏名・略歴、担当する試験の科目及び選任の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、試験員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験事務規程の認可の申請)  
第三十六条 指定試験機関は、法第二十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、当該認可に係る試験事務規程を添えて、書面により、申請しなければならない。

(試験事務規程の記載事項)  
第三十七条 法第二十五条第三項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験の実施の方法に関する事項  
二 手数料の収納の方法に関する事項  
三 合格証の交付及び再交付に関する事項  
四 試験事務に関する知り得た秘密の保持に関する事項

五 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六 その他の試験事務の実施に関し必要な事項  
(試験事務規程の変更の認可の申請)

第三十八条 指定試験機関は、法第二十五条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項  
二 変更しようとする日  
三 変更の理由

(不正受験者に対する処分の報告)

第三十九条 指定試験機関は、法第二十条第二項の規定により法第十七条に規定する厚生労働大臣の職権を行ったときは、遅滞なく、次の事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 処分の内容及び処分を行つた日  
二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所  
三 処分の理由

(試験結果の報告)

第四十条 指定試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から二月以内に、試験結果報告書(様式第十一号)に合格者の氏名、生年月日、住所、合格証の番号及び合格した試験の第一種試験又は第二種試験の別並びに第一種試験に合格した者については選択した分析の技術に関する科目を記載した合格者一覧を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(帳簿の作成と保存)

第四十一条 指定試験機関は、試験を実施したときは、合格者の氏名、生年月日、住所、合格証の番号及び合格した試験の第一種試験又は第二種試験の別並びに第一種試験に合格した者については選択した分析の技術に関する科目を記載した帳簿を作成し、試験事務に関する業務を廃止するまでの保存しなければならない。

(試験事務規程の休廃止の許可の申請)

第四十二条 指定試験機関は、法第二十九条第一項の許可を受けようとするときは、当該申請に係る講習又は研修の講師の氏名、略歴及び担当する講習又は研修の科目の所有又は借り入れの別

一 講習又は研修の業務を行つていいるときは、その業務の種類及び概要

(登録の更新に係る準用)

第四十三条 指定試験機関は、法第三十一条第三項に規定する場合に、次の事項を行わなければならぬ。

一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと  
二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと  
三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(登録の申請)

第四十四条 法第三十二条第一項の登録(以下この節において「登録」という。)を受けようとする者は、登録講習機関登録申請書(様式第十二号)に次に掲げる書面を添えて、当該者が申請に係る講習又は法第四十四条第一項に規定する研修(以下「研修」という。)を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長(講習又は研修を行おうとする場所が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣。以下この節において「所轄都道府県労働局長等」という。)に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十六条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面  
四 次の事項を記載した書面  
イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴  
ロ 講習又は研修の業務を管理する者の氏名及び略歴

(業務規程の変更の届出)

第四十五条 第二項の登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録講習機関登録事項変更届出書(様式第十二号の二)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

三 試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(試験事務の引継ぎ等)

第四十六条 登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十八条第一項前段の届出をしようとするときは、登録講習機関登録事項変更届出書(様式第十二号の二)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと  
二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと  
三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(登録の申請)

第四十七条 法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十八条第二項の業務規程第一項前段の届出をしようとするときは、登録講習機関業務規程届出書(様式第十三号)に当該届出に係る業務規程を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(業務規程の記載事項)

第四十八条 法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項の業務規程第一項後段の規定により届出をしようとするときは、登録講習機関業務規程変更届出書(様式第十四号)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(業務規程の変更の届出)

第四十九条 登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十八条第一項後段の規定により届出をしようとするときは、登録講習機関業務規程変更届出書(様式第十四号)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(業務規程の変更の届出)

第五十条 登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十八条第一項後段の規定により届出をしようとするときは、登録講習機関業務規程変更届出書(様式第十四号)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(業務規程の変更の届出)

第五十一条 その他の講習又は研修の業務に関する必要な事項

八 講習又は研修の実施に関する計画に関する事項

九 法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 その他の講習又は研修の業務に関する必要な事項

(業務規程の変更の届出)

第五十二条 登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十八条第一項後段の規定により届出をしようとするときは、登録講習機関業務規程変更届出書(様式第十四号)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(業務の休廃止等の届出)

第五十三条 前条の規定は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十九条の規定により講習又は研修の業務の休止又は廃止する場合に適用する。

は廃止の届出をしようとするときは、講習又は研修の業務修業終了届出書（様式第十四号の二）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

前項の規定による届出が講習又は研修の業務の廃止の届出である場合は、第五十条の帳簿の写しを添付しなければならない。

登録講習機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、第五十条の帳簿の写しを所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四十八条の三 法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第四十八条の四 法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第四号に規定する労働安全衛生法第五十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（講習又は研修の業務を行つた事務所ごとに記載した帳簿を作成し、講習又は研修の業務を廃止するまで保存しなければならない。）

（講習等の業務の引継ぎ等）

第五十条の二 登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項に規定する事項を、厚生労働大臣が当該講習又は研修の業務並びに当該講習又は研修の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

一 講習又は研修の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該講習又は研修の業務並びに当該講習又は研修の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他講習又は研修の業務を行つた事務所の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長があつては該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（公示）

第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表

（計画の記載事項）

第四十八条の五 法第三十二条第六項の講習又は研修の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 講習又は研修の実施時期、実施場所、種類、科目、時間及び受講定員に関する事項

（講習等の結果の報告）

第四十九条 登録講習機関は、講習又は研修を行つたときは、当該講習又は研修が終了した日の属する月の翌月末日までに講習・研修の修了者の書（様式第十五号）に講習又は研修の修了者の氏名、生年月日、住所、講習修了証又は研修修了証の番号及び修了した講習又は研修の科目を記載した書類を提出しなければならない。

記載した講習・研修修了者一覧を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

（帳簿の作成と保存）

登録講習機関は、講習又は研修を行つたときは、講習又は研修の修了者の氏名、生年月日、住所、修了年月日、講習修了証又は研修修了証の番号及び修了した講習又は研修の科目を記載した帳簿を作成し、講習又は研修の業務を廃止するまで保存しなければならない。

（講習等の業務の引継ぎ等）

第五十条の二 登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項に規定する事項を、厚生労働大臣が当該講習又は研修の業務並びに当該講習又は研修の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

（公示）

第五十一条 所轄都道府県労働局長等は、次の表

（指定の申請）

第五十二条の二 法第三十二条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登録講習機関の氏名

二 登録講習機関の住所

三 登録講習機関の名称及び所在地

四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における指定の申請

五 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

六 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

七 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

八 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

九 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

十 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

（指定の申請）

第五十二条の二 法第三十二条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登録講習機関の氏名

二 登録講習機関の住所

三 登録講習機関の名称及び所在地

四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

五 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

六 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

七 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

八 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

九 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

十 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

（指定の申請）

第五十二条の二 法第三十二条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登録講習機関の氏名

二 登録講習機関の住所

三 登録講習機関の名称及び所在地

四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

五 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

六 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

七 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

八 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

九 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

十 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

（指定の申請）

第五十二条の二 法第三十二条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登録講習機関の氏名

二 登録講習機関の住所

三 登録講習機関の名称及び所在地

四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

五 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

六 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

七 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

八 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

九 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

十 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

（指定の申請）

第五十二条の二 法第三十二条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登録講習機関の氏名

二 登録講習機関の住所

三 登録講習機関の名称及び所在地

四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

五 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

六 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

七 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

八 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

九 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

十 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

（指定の申請）

第五十二条の二 法第三十二条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 登録講習機関の氏名

二 登録講習機関の住所

三 登録講習機関の名称及び所在地

四 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

五 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

六 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

七 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

八 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

九 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所

十 申請の日を含む事業年度の前事業年度における登録講習機関の名称及び住所







の改正規定及び第四条の規定は、昭和六十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成元年七月一二日労働省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三年一二月二七日労働省令第三〇号)

この省令は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第十七条に一号を加える改正規定は、平成四年十一月一日から施行する。

改正後の作業環境測定法施行規則第十七条第二十四条の規定は、第十七条に一号を加える改正規定の施行後に行われた作業環境測定法施行規則第十六条第一号から第四号までに掲げる科目の法第五条の作業環境測定士試験を受け、一部の科目について合格点を得た者について適用する。

**附 則** (平成五年二月一二日労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成五年一二月二〇日労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成六年九月二九日労働省令第四二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

**附 則** (平成六年一一月一〇日労働省令第五二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成五年一二月二〇日労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成五年一二月二〇日労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成六年九月二九日労働省令第四二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年九月二九日から施行する。

**附 則** (平成六年一一月一〇日労働省令第五二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年一一月一〇日から施行する。

**附 則** (平成六年一二月二〇日労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年一二月二〇日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条に一号を加える改正規定は、平成四年十一月一日から施行する。

**附 則** (平成九年一〇月一〇日労働省令第三二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一〇年四月二七日労働省令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一一月一一日労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一月三〇日労働省令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第八条までの規定は、法の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

**附 則** (平成一一月一七日労働省令第四三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年十一月二十日から施行する。

**附 則** (平成一二年一月三一日労働省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これららの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定によりされた処分等の行為とみなす。

**第三条** この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定(様式に関する経過措置)

**第六条** この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当の規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。(以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」といいう。)の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定(これららの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」といいう。)又は地方分権推進整備法の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定によりされた処分等の行為とみなす。

**第七条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等とみなす。

**第八条** 第十五条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則(以下「旧作環則」という。)による改正後のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**第九条** 第十五条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則(以下「旧作環則」という。)による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**第十条** 旧作環則第五十条の規定に基づき保存しなければならないとされている帳簿のうち、施

**附 則** (平成一二年一〇月三一日労働省令第一六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成一二年一月一九日厚生労働省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年三月二〇日厚生労働省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年三月二七日厚生労働省令第一七五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年三月二十四日から施行する。



第六条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号。以下「旧作環則」という。）第十七条 第二号の講習	第六条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新作環則」といいう。）第十七条第二号の厚生労働大臣の登録	第六条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新作環則」といいう。）第十七条第一項第一号ハの登録	第六条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新作環則」といいう。）第十七条第一項第一号ハの登録	第六条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新作環則」といいう。）第十七条第一項第一号ハの登録	第六条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新作環則」といいう。）第十七条第一項第一号ハの登録	第六条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新作環則」といいう。）第十七条第一項第一号ハの登録
旧作環則第十七条 第十六号の講習	新作環則第十七条 第十六号の厚生労働大臣の登録	大臣の登録	大臣の登録	大臣の登録	大臣の登録	大臣の登録
2 この省令の施行の際現に旧作環則第五条の二第一項の認定を受けている同項に規定する大学等（以下この項において単に「大学等」といいう。）は、この省令の施行の日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、新作環則第五条の二の登録を受けている大学等とみなす。この場合において、新作環則第五条の七第二項中「毎事業年度開始前に」とあるのは「事業年度開始後遅延なく」と読み替えるものとする。	4 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる講習、研修、実習又は科目を修了した者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習、研修、実習又は科目を修了した者とみなす。	八 条十 びで 項 第 六 項 第 一 項 第 七 項 第 三 項 及 ま し か ら の 七 第	八 条十 びで 項 第 六 項 第 一 項 第 七 項 第 三 項 及 ま し か ら の 七 第	八 条十 びで 項 第 六 項 第 一 項 第 七 項 第 三 項 及 ま し か ら の 七 第	八 条十 びで 項 第 六 項 第 一 項 第 七 項 第 三 項 及 ま し か ら の 七 第	八 条十 びで 項 第 六 項 第 一 項 第 七 項 第 三 項 及 ま し か ら の 七 第
旧選任基準本則第四号の講習（安全衛生推進者に係るものに限る。）	新安衛則第十二条の三第一項の講習（登録省令第一条の二第二	までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の登録	までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の登録	までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の登録	までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の登録	までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の登録

旧選任基準本則第四号の講習（衛生推進者に係るものに限る。）	新安衛則第十二条の第一項の講習（登録省令第一条の二第一項第二号に係るものに限る。）
旧安衛則第十四条第一項第一号の厚生労働大臣が定める研修	新安衛則第十四条第二項第一号の厚生労働大臣の指定する者が行う研修
旧安衛則第十四条第二項第二号の実習	新安衛則第十四条第三項第二号の実習
旧安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号の発破実技講習	新安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号の発破実技講習
旧ボイラー規程第三条第二号のボイラー実技講習	新ボイラー則第一百一条第三号ニのボイラ実技講習
旧コンサルタント則第二条第七号の安全に関する講習	新コンサルタント則第二条第七号の安全に関する講習
旧コンサルタント則第十三条第十号の衛生に関する講習	新コンサルタント則第十三条第十号の衛生に関する講習
旧安衛則別表第九別表第四条の表前条第三号又は第四号に掲げる者の項の講習	新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修
旧安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修	新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修

<p>第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項第一号口及び第十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事に限る。）の項第一号ハの研修</p>	<p>九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の二第二号から第六号までに掲げる仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項第一号口及び第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事に限る。）の項第一号ハの研修</p>
<p>（罰則の適用に関する経過措置）</p>	<p>（施行期日）</p>
<p><b>第一条</b> この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> （平成二十四年一〇月一日厚生労働省令第一四三号）抄</p>
<p><b>第十一条</b> この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。</p>	<p><b>附 則</b> （平成二十四年六月二九日厚生労働省令第九七号）抄</p>
<p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> （平成二十四年七月九日から施行する。）</p>

(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)	第二条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (平成二五年四月一二日厚生労働省令第五七号) 抄
(省令第六六号)	第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二五年七月八日厚生労働省令第八九号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。
(経過措置)	第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (平成二六年三月三日厚生労働省令第四二号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(附 則 (平成二七年四月一五日厚生労働省令第九四号) 抄)	附 則 (平成二七年九月一七日厚生労働省令第一四一号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。
(附 則 (平成二七年九月一七日厚生労働省令第一四一号) 抄)	附 則 (平成二九年一月二七日厚生労働省令第一五号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。
(附 則 (平成二九年一月二七日厚生労働省令第一五号) 抄)	附 則 (平成三〇年一月二六日厚生労働省令第五九号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(附 則 (平成三〇年一月二六日厚生労働省令第五九号) 抄)	附 則 (平成三〇年四月六日厚生労働省令第八〇号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成三十年六月一日から施行する。
(附 則 (平成三〇年四月六日厚生労働省令第八〇号) 抄)	附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第一号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。
(附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第一号) 抄)	附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第八号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第八号) 抄)	附 則 (平成二七年一二月二八日厚生労働省令第一七五号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十二条)による改正法(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
(附 則 (平成二七年一二月二八日厚生労働省令第一七五号) 抄)	附 則 (平成二八年六月三〇日厚生労働省令第一二二号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(附 則 (平成二八年六月三〇日厚生労働省令第一二二号) 抄)	附 則 (平成二九年三月一〇日厚生労働省令第六六号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(附 則 (平成二九年三月一〇日厚生労働省令第六六号) 抄)	附 則 (令和元年八月三〇日厚生労働省令第三七号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(附 則 (令和元年八月三〇日厚生労働省令第三七号) 抄)	附 則 (令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。
(附 則 (令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号) 抄)	附 則 (平成二九年一月二七日厚生労働省令第一二七号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。
(附 則 (平成二九年一月二七日厚生労働省令第一二七号) 抄)	附 則 (平成三〇年一月二六日厚生労働省令第一五号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(附 則 (平成三〇年一月二六日厚生労働省令第一五号) 抄)	附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十五号)の施行の日(令和元年十一月十六日)から施行する。
(附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄)	附 則 (令和二年一月二七日厚生労働省令第八号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(附 則 (令和二年一月二七日厚生労働省令第八号) 抄)	附 則 (令和二年一月二七日厚生労働省令第八号) (準備行為)
(適用期日)	第一条 この省令による改正後の作業環境測定法施行規則(以下「新規則」という。)第九条第二項の規定による登録証の書換え(新規則第六二条)により使用されている書類は、この省令





作業規則変更届出書(第6条の4) （登録申請用）	
登録申請番号 ( ) 登録申請者名 ( )	
作業規則変更届出書及び登録申請書中申請	
① 事業者の本店又は支店の名称、所在地、代表者の氏名 事業者番号 ( )	
② 事業者の電話番号 ( )	
事業年月日 年 月 日	
③ 事業の種類 1. 事業の実施場所 2. 制限 3. 合併 4. 分社	
④ 作業規則変更内容(提出する書類) ( )	
⑤ 個人データ登録の実施有無 1. 対応 2. 無	
⑥ 作業規則変更を行うことを認めた旨 □ ふさわしくない □ ふさわしい □ ふさわしくないが、受け取った人にあてはむ。この場合は、受け取った人にあてはむ。	
⑦ 登録申請者の登録年月日 年 月 日	
⑧ 登録申請者の住所 郵便番号 ( ) 電話 ( )	
⑨ 登録申請者の登録年月日 年 月 日	
⑩ 登録申請者の登録年月日 年 月 日	
⑪ 登録申請者の登録年月日 年 月 日	

上記により作業環境測定機関の地位の承認を届出します。なお、次の事項には該当していません。

被扶養者(第1号)第2号の登録欄		登録証書用印捺印用印押印用印	
姓 名	性別 年 齢	姓 名	性別 年 齢
被扶養者の氏名又は名称及び人數		被扶養者の氏名又は名称及び人數	
申種者(被扶養者の親類)	申種者(被扶養者の親類)	申種者(被扶養者の親類)	申種者(被扶養者の親類)
申種者(被扶養者の親類)の登録欄		登録証書用印捺印用印押印用印	
被扶養者登録証書用印捺印用印	被扶養者登録証書用印捺印用印	被扶養者登録証書用印捺印用印	被扶養者登録証書用印捺印用印
被扶養者登録証書用印押印用印	被扶養者登録証書用印押印用印	被扶養者登録証書用印押印用印	被扶養者登録証書用印押印用印

中華人民共和國農業部農業司  
申請者

様式第4号の2(第17条の関係)	
実施計画提出書	
登録番号	
提出者の氏名又は名称	
提出者の住所	電話( )
事業者登録年月日	年月日へ年月日
提出者	

様式第4号の3(第17条の関係)	
実 施 社 業 家 展 示 書	
登録番号	
提出者の氏名又は名称	
提出者の住所	
電話( )	
登録番号	変更前
	変更後
変更しようとする年月日	
変更の理由	

厚生労働大臣 桑野

様式第4号の4(17条の4関係)		試験実施講習修了証		
第 号				
ふりがな				
氏 名				
住 所		年 月 日生		
あなたは、 年 月 日に当院で上記開催試験実施規則第17条 労働衛生一般及び労働衛生協会会員に関する知識を修了したことを證します。		第 2 号 第16号		
年 月 日				
登録試験実施講習修習開 代表者 氏名				

あなたは、 年 月 日に実施した作業環境衛生実施規則第17条  
労働衛生一般及び労働衛生基準法に関する講習を終了したことを証します。  
年 月 日

厚生労働大臣 殿  
備考  
1. 挿替候了者の氏名、生年月日及び講習の終了証の番号を記載した講習候了者一覧  
付すること。  
2. この様式は複数枚ある場合は複数枚提出して下さい。別紙は別紙として提出して下さい。

被扶養者等の登録(第17条の2関係)																
被扶養者等の登録・扶養扶助金受給権開設登録事務更正届出書																
<p><b>被扶養者の氏名又は登録番号(郵便番号又は住所記入欄に記載の場合は、その郵便番号又は住所)</b></p> <p><b>被扶養者の住所</b></p> <p style="text-align: right;">電話( )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">支</td> <td style="width: 5%;">更</td> <td style="width: 5%;">新</td> </tr> <tr> <td>支</td> <td>更</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>支</td> <td>賃</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td colspan="3">新居入居者登録用欄</td> </tr> <tr> <td colspan="3">空欄の場合は、記入</td> </tr> </table>		支	更	新	支	更	新	支	賃	新	新居入居者登録用欄			空欄の場合は、記入		
支	更	新														
支	更	新														
支	賃	新														
新居入居者登録用欄																
空欄の場合は、記入																

原生労働大区殿  
備考  
1 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した上面を付すること。

様式第4号の7（第17条の8関係）

様式第4号の(7)(第17条の別紙)	
審査登録出願	
姓 名 番 号	
通 信 者 の 氏 名 又 は 名 称	
通 信 者 の 住 所	電話( )
審 査 開 始 予 定 年 月 日	
年 月 日	
届出者	
郵便局名	

厚生労働大臣 聞

様式第4号の8（第17条の8関係）

様式第4号の(8)(第17条の5関係)	
申 請 姓 名	登 記 種 別
登 記 者 の 氏 名 又 は 本 領	登 記 事 項
登 記 者 の 住 所	電 話 ( )
変 更 前	
変 更 後	
変更しようとする年月日	
変 更 の 地 国	

年 月 日

展出者

様式第4号の9（第17条の9関係）

様式第4号の9(第17条の3の様式)	
税務局に提出する書類	
① 申出者 姓 名	番 号
② 申出者の 本名又は 假名	
③ 申出者の 住 所	電話( )
④ 申出者(或む)のソシエイテの事務所の所在地	
⑤ (休止・解消)年月日	
⑥ 休止の 理 由	
⑦ (休止・解消)の 理 由	
年 月 日	

厚生労働大臣 聞

参考  
4. お読みの間に( )内は、該当しない文字を挿入すること。

様式第5号（第19条関係）（表面）

様式4号(第19条条件)(画面)

- ① 草原市長が大規模な事業を行う場合には申請の住所を管轄する都道府県労働基準監視廳に而て厚生労働省に提出すること。この場合は、手帳に記載する都道府県労働基準監視廳に提出すること。
- ② 都道府県労働基準監視廳に提出する場合は、当該監視廳に提出すること。この場合にあっては、当該監視廳に提出する事務規程の定めるところにより手帳を交付し、又は印紙を貼り付けること。
- ③ 以上に規定するほか、各自の都道府県に限ること。
- ④ 一律で、〇〇大手本部会員の〇〇年までのうちに記入すること。
- ⑤ 通常は個人と申しますが、受け取ることによってこれを記入する場合は、組織名と申しますが、受け取ることによってこれを記入すること。

郵便はがき

殿

样式第7号(第21条同例)

私は、上記に上り合格証の再交付を受けたいので申請し

年 月 日

厚生労働大臣  
指定試験機関

- 厚生労働大臣が試験事務を行っている場合には申請者の住所を管轄する都道府県労働局長と併せて厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙と収入印紙料に替わること。
- 指定実施機関が試験事務を行なう場合には、当該指定実施機関に提出すること。この場合にあつては、当該指定実施機関の試験事務規程の定めるところにより手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- ⑤の欄と⑥の欄は、該当する番号を□に埋めること。
- 欄は、各欄に記入している□の上に墨で捺する旨を□に記入すること。
- △印は、△印の欄に記入する場合は△印の上に墨で捺すことを△印と記入すること。

技术第3号(第20条、第21条用例)

年 月 日 氏名  
都道府県労働局長 岩  
旦 諸 総 練 修 会

様式第九号（第二十七条関係）

3 里見歌舞伎講習会が「歌舞伎と演劇」で企画した企画で、当該講習会期間に提出するところとの合意においては、当該里見歌舞伎講習会の審査規程に定めることにより、手稿料を支払し、公演権を譲り受けないこと。

4 亂脚は、作曲されたとき(文部省式)の脚本の構成の範囲で囲むこと。脚本を記す場合は、併記せざる者も姓名又は通名を記入すること。

5 選考及び選定は、該当する多番号に纏わりとし、選考の個数については、同種類の公演の両方を選考する者は二つに纏わりとし、該當する公演を選考した者に限り選考できる。

6 稿件及び原稿は、研修を受けようとする者は提出しないこと。

7 亂脚は、例へば「新作歌謡創作規定」と題する(第1回)の作業場の順序について行う分析的技術を含む等と記し、当該記入した事実を認証する書面を認定すること。

様式第10号（第28条、第69条関係）

3 送達機関に提出する場合には、当該送達機関の業務規程に定めるところにより、手料金を納付し、Eメールに記載しないこと。

4 ④欄は、お住まいの郵便局名と郵便番号を記入する。郵便番号を記入する場合は、郵便局が郵便番号を記入すること。

5 ⑤欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、いずれか選択する文字を○で囲むこと。

6 ⑥欄は、該当する番号を○で囲むこと。

7 修正した部分による交付の申請の場合には、修正部を記すこと。

8 伝票の裏面による再交付の申請の場合には、その事実を記載した箇所を印押すること。

指定試験機関  
代費者 氏名

株式会社名(略) 新規導入申請書		取扱い 業種 区分 (複数選択可)
登録情報開拓登録申請書		
<b>① 申込・登録・発行</b> <b>② 新規登録</b> ■登録の方法又は方法 ① お問い合わせの方法 ② お問い合わせの内容 <b>③ 申込者</b> 姓前苗字( ) 性別( ) ④ 連絡先の登録方法 ⑤ 登録内容を実施 ⑥ その他 <b>⑦ 申込・登録・発行</b> ■登録の方法又は方法 ① お問い合わせの方法 ② お問い合わせの内容 <b>⑧ 実施する申請の項目</b> 1. 会員登録情報 2. 会員登録情報(会員登録用)及びオンライン登録用の個人 ディジタル登録情報(会員登録用) 3. 会員登録情報(会員登録用)及びオンライン登録用の個人 デジタル登録情報(会員登録用) 4. 会員登録情報(会員登録用)及びオンライン登録用の個人 デジタル登録情報(会員登録用) 5. 会員登録情報(会員登録用)及びオンライン登録用の個人 デジタル登録情報(会員登録用) 6. 会員登録情報(会員登録用)及びオンライン登録用の個人 デジタル登録情報(会員登録用) 7. 会員登録情報(会員登録用)及びオンライン登録用の個人 デジタル登録情報(会員登録用) 8. 会員登録情報(会員登録用)及びオンライン登録用の個人 デジタル登録情報(会員登録用) <b>⑨ 実施する登録の項目</b>		

年 月 日

申請者  
姓 名 大 勝 晃  
都道府県労働局

備考

- 1 準備は被験を実施する場所を管轄する都道府県労働局に提出すること。ただし、被験は2箇所以上ある場合は、被験地以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合はに提出すること。
- 2、被験実施を行う場合は、被験免許料に記し、その額を被験料に付けること。
- 3、被験の更新の申請を行う場合は、手数料に相当する被験料を提出し免許料に付けること。
- 4、次回被験は、被験の更新を行う場合に限り、記入すること。

様式12号の2(第45条(2)関係)	扶養給付費世帯年額更定書
年 締 曜 日	
被扶養者の氏名等は名称及 個人に付するには、その 氏姓の氏名。	
被 扶 兒 の 性 別	電話( )
男 女	
被 扶 兒 の 年 齡	
被 扶 兒 の 住 所	
被 扶 兒 の 通 学 地	
被 扶 兒 の 通 学 方 法	
被 扶 兒 の 通 学 月 日	
被 扶 兒 の 職 業	
被 扶 兒 の 病 態	

年 月 日

宿出者

厚生労働大臣 様

都道府県労働局長

敬啓

- 厚生労働大臣の御録を受けた是謹議論機関にあつては当該都道府県労働局の意見を受けて了はる。是謹議論機関にあつては該都道府県労働局長を提出すること。
- 法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後の代表者の略歴を記載した旨を記入すること。
- この様式が記載しきれない事項については、別紙に記載して付すること。

都道府県労働局長 様  
備考  
1 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあっては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあっては該都道府県労働局長に提出すること。  
2 他の認定登録機関へ提出する場合はあらかじめ該機関へ連絡すること。

厚生労働大臣 殿  
都道府県労働局長  
備考 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府  
労働局長の登録を受けた登録講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出す  
ること。

選択・付帯資料提出用紙	
1 氏名・部署	
2 選出の候の名前は(例)	
3 選出者の住 所	電話( )
4 (候)、(候)さううとす(候)の範囲	
5 (候)、(候)年月日	
6 選出の理 由	
7 (候)、(候)の理由	

備考  
1 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。  
2 4, 5, 6, 7の欄(左一内)に複数(複数)かい文字を記入すること。

豊島習業機関  
代表者 氏名  
厚生労働大臣直  
接訪問の御趣向

様式第16号（第53条関係）

様式第十七号（第五十五条関係）

様式第18号（第56条、第57条関係）

年 月 日	登録番号 区分 登録地 所 登録年 月 日						
登録番号の再交付の件数							
登録番号の返納の件数							
当該図書種別において 登録を交付している 人の人数							

指定登録機関  
代表者 氏名

備考 作業規範測定法施行規則第6条第1項関係の登録証の書き換えについて、当該書き換えは、  
上つて新たに登録された個人サンプリング法の実施の有無及び作業規範測定を行うことができる  
作業規範測定法施行規則別表に掲げる作業場の種類について、その件数を記  
すること。

上級者として作業規範測定結果が受け取られる場合	
1. 分業の仕事	会社は、作業規範測定結果によって「最も多く手を取る」部門を決めて、販売部門に販売部門の販売額を、生産部門に生産部門の生産量を、R&D部門にR&D部門の研究開発費を、などと必要なところに配分する。 また、2つ以上の部門で同じ仕事がある場合は、各部門の販売額や生産量などを参考して、どの部門でどの程度の手を取るかを決める。
2. 第二工場の運営	会社は、作業規範測定結果によって「最も多く手を取る」第二工場を決めて、販売部門に販売部門の販売額を、生産部門に生産部門の生産量を、R&D部門にR&D部門の研究開発費を、などと必要なところに配分する。
3. 第二工場の運営	会社は、作業規範測定結果によって「最も多く手を取る」第二工場を決めて、販売部門に販売部門の販売額を、生産部門に生産部門の生産量を、R&D部門にR&D部門の研究開発費を、などと必要なところに配分する。
4. 会社の内部組織の運営	会社は、作業規範測定結果によって「最も多く手を取る」内部組織を決めて、販売部門に販売部門の販売額を、生産部門に生産部門の生産量を、R&D部門にR&D部門の研究開発費を、などと必要なところに配分する。

年 月 日

申 請 者

姓 名： 大 勇 一郎

登録番号： 1234567890

種別： 1

1. 対象に「中華」及び「両村」は、いわゆる該当する文字を〇で囲うこと。

2. 「両村」又は「両村」の構成要素の構成要素のうち、各の各に囲むして申請の区分に合致し、当該各の各に該当する文字を〇で囲うこと。

(1) 第一構成要素： 両村、他の構成要素と組み合わせて、当該構成要素を行なうこと。

(2) 第二構成要素： 中華、他の構成要素と組み合わせて、当該構成要素を行なうこと。

3. 「中華」又は「中華」の構成要素の構成要素のうち、各の各に囲むして該当する文字を〇で囲うこと。

4. 参照記入欄に記入する場合は、該当する文字を〇で囲むこと。

5. 「両村」又は「両村」の構成要素の構成要素のうち、各の各に囲むして該当する文字を〇で囲うこと。

株式第20号  
（第58条関係）  
削除

様式第20号(第58条関係)	
作業規定期定開催開催時別用印出書	
① 会議規定期定開催の名前	議事録号( )
② 在 所	電話( )
③ 個人サインプリント記入欄	年 月 日
会議規定期定開催行 会議規定期定開催に付 会議規定期定開催に付 会議規定期定開催に付	1. 第1号の作業場 2. 第2号の作業場 3. 第3号 の作業場 4. 第4号の作業場 5. 第5号の作業場
会議規定期定開催行 会議規定期定開催に付 会議規定期定開催に付 会議規定期定開催に付	年 月 日
会議規定期定開催行 会議規定期定開催に付 会議規定期定開催に付 会議規定期定開催に付	年 月 日

年 月 日

提出者

原生 宮 勉 大 田 滋  
都道府県方監査員

備考  
1. 原生宮勤大田の登録を受けた作業規定期定開催にあつては原生宮勤大田に、都道府県方監査員の登録を受けた作業規定期定開催にあつては当該都道府県方監査員に提出すること。  
2. ①欄は、個人サインプリント法の実施の有無について該当する文字を○で囲うこと。  
3. ②欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第21号  
（第60条関係）

様式第21号(第60条関係)	
作業規定期定開催開催時別用印出書	
会議規定期定開催の名前	議事録号( )
会 議 の 内 容	電話( )
会 議 の 期 限	年 月 日
会 議 の 理 由	年 月 日

年 月 日

提出者

原生 宮 勉 大 田 滋  
都道府県方監査員

備考  
原生宮勤大田の登録を受けた作業規定期定開催にあつては原生宮勤大田に、都道府県方監査員の登録を受けた作業規定期定開催にあつては当該都道府県方監査員に提出すること。

様式第二十二号  
（第六十九条関係）

様式第二十二号(第六十九条関係)	
会議規定期定開催開催時別用印出書	
会議規定期定開催の名前	議事録号( )
会 議 の 内 容	電話( )
会 議 の 期 限	年 月 日
会 議 の 理 由	年 月 日

年 月 日

提出者

原生 宮 勉 大 田 滋  
都道府県方監査員

備考  
原生宮勤大田の登録を受けた作業規定期定開催にあつては原生宮勤大田に、都道府県方監査員の登録を受けた作業規定期定開催にあつては当該都道府県方監査員に提出すること。